

災害時における避難所運営実態の調査・解明

社会防災研究領域 災害過程研究部門 李 泰榮・池田 真幸・大塚 理加・永松 伸吾

Point

- 能登半島地震時における避難所運営実態の調査・解明
- 避難所の施設・立地・被害状況に応じた避難所運営体制の検討
- 避難所運営における災害リスクガバナンスのあり方の検討

概要

令和6年度能登半島地震では、建物倒壊に加え、道路の崩壊・寸断、上下水道、電気、ガスなどのライフラインが途絶され、自宅で生活が困難な**住民らが避難所に避難**し、中長期的な避難生活を送った。内閣府の検証チームの報告によると、発災直後に423か所の避難所が開設（最大40,688人の避難者）され、ライフラインの復旧や応急仮設住宅の建設等に伴い、4月9日時点で3,351人まで減少したとされている。こういった避難所については、**災害対策基本法**に基いて基礎自治体が策定している**地域防災計画**に、指定、管理、開設、支援に関わる「公助」の役割が明記され、その運営については、行政職員や施設管理者の支援のもと、**地域住民や避難者が主体的に運営**を担うとされている。

そこで、避難所の運営主体や支援体制など、**避難所の効果的な運営の在り方**を探るために、避難所運営の実態に関する調査を行った（表1、図1）。なお、調査した計34か所の避難所は、小中学校が17か所、各種センターが13か所（地域活動や福祉支援を行う行政施設）、公民館が4か所（集会場等）である。

表1 調査の概要

日程	2024年4月11日～12日
対象	石川県内（志賀町、穴水町、七尾市、能登町、輪島市、珠洲市等）に開設された指定避難所34か所
調査内容	・運営責任者（避難所代表者）について ・運営にかかわっている組織について ・運営の役割分担について ・避難者のニーズ対応について ・その他

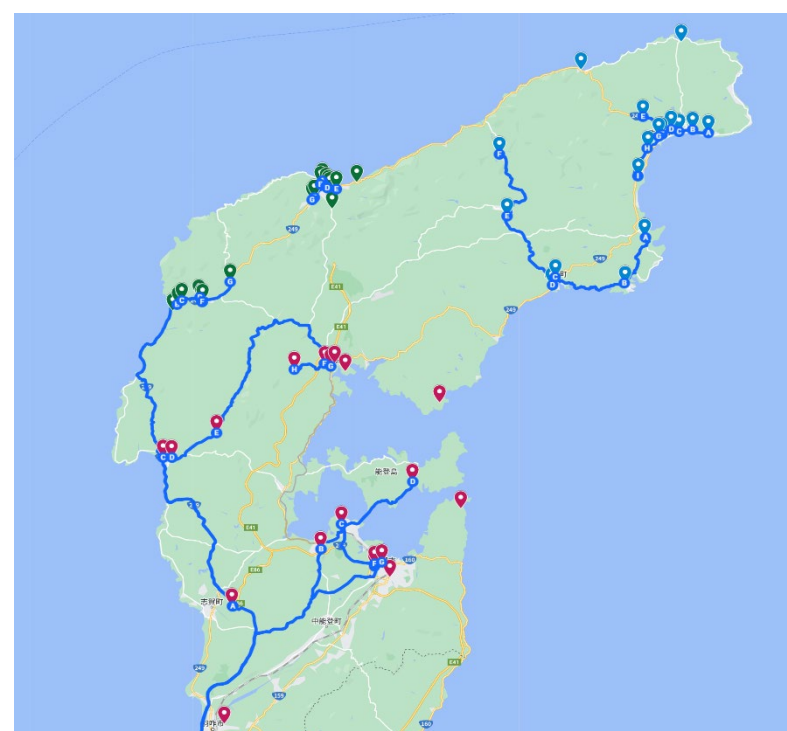


図1 調査対象の避難所

調査結果 1. 避難所の運営責任者（図2）

「区長・自治会役員等地域の住民」が代表者となって運営が行われている避難所が約半数を占めており、中には、区長や自治会役員をはじめ、地域の消防団や防災組織、区会連絡会長、議会議員、地域の民間事業者代表等が含まれている。

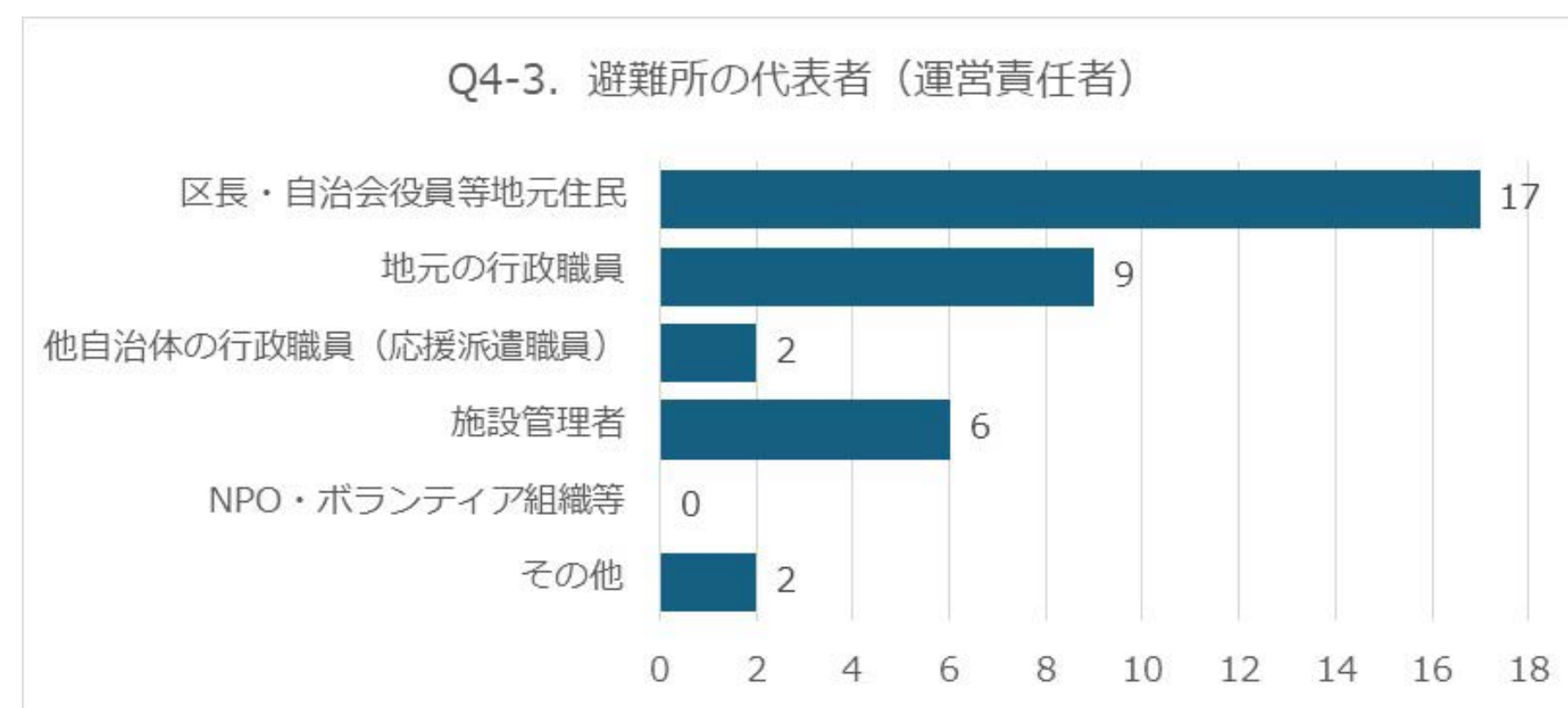


図2 避難所の代表者（運営責任者）

調査結果 2. 避難所運営の体制と役割（図3）

組織体制のもとで具体的な役割と担当を決めて対応している避難所は全体の約3割に過ぎず、7割以上の避難所において、明確な組織体制を構成せず、運営上の必要な対応に応じて担当を決め、避難者の協力を得ながら運営していることが確認できた。

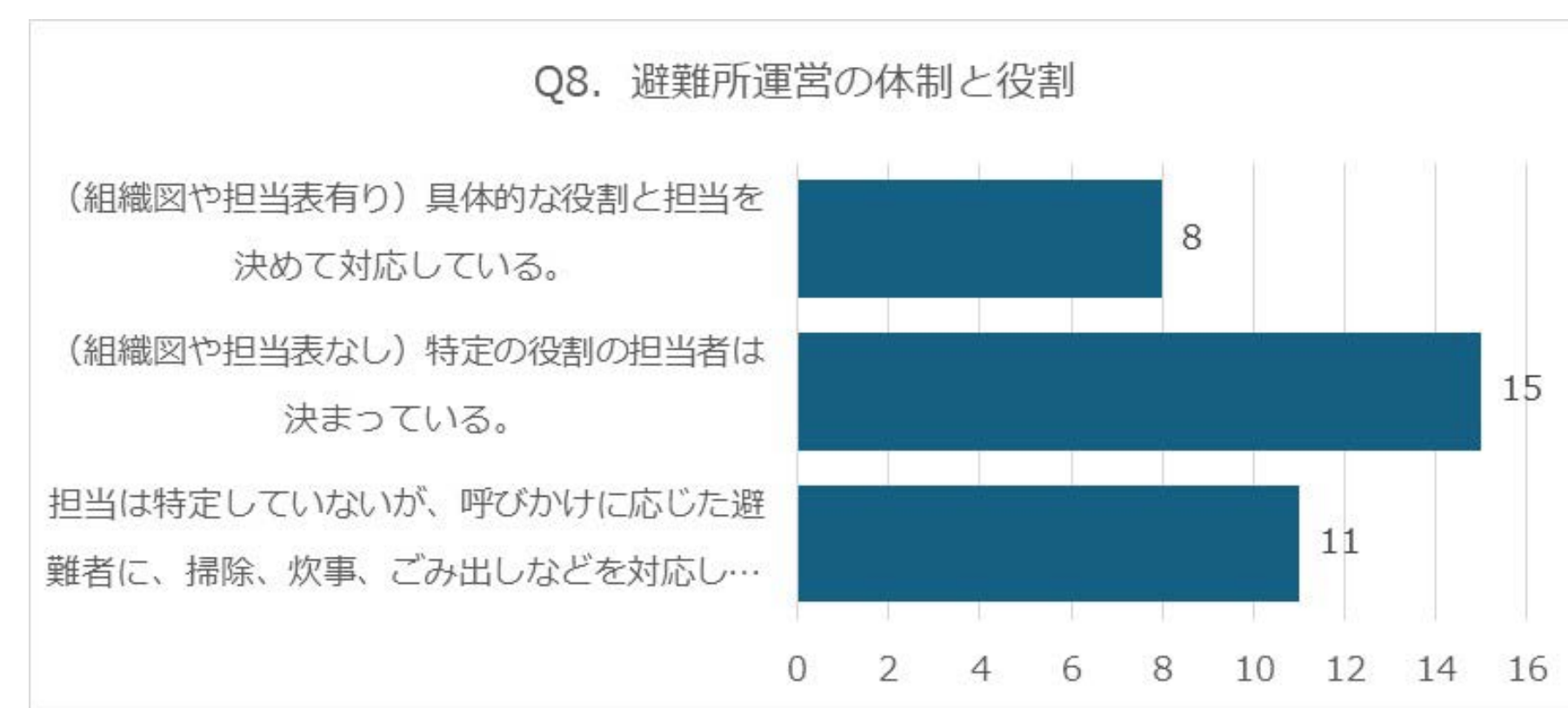


図3 避難所運営の体制と役割

今後の展望・方向性

従来の避難所運営に関する防災計画や関連マニュアルでは、行政支援のもと、地域住民（被災者）が主体となって運営するといった一律的な体制が推奨されている。今後は、さらなる詳細な調

査を通じて、避難所の立地をはじめ、公民館や各種センター、小・中・高校等の避難所の規模、避難所となった施設が担っていた元の機能などによって、**効果的な運営主体、運営ルール、役割など、「公助」と「共助」が連携した運営体制を検討**していきたい。

